

施設の維持管理計画書（焼却 NO.1/3）

- 1 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、通常、ごみを均一に混合すること。

汚泥状廃棄物をピットから投入する場合は、ピット投入時にごみ質が均一となるよう混合する。

- 2 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または一時間当たりの処理能力が二トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。

汚泥状廃棄物については、スクリーフィーダーによって外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行う。
廃プラスチック、廃タイヤ等についてはプッシャーによって定量ずつ連続的に行う。
液状のものについてはスラリータンクから定量ずつ連続的に行う。

- 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（廃PCB等の焼却施設にあっては、千百度）以上に保つこと。

炉内温度計による常時監視と、助燃バーナーの設置により、800℃以上を保持する。

- 4 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるよう焼却すること。

エアードクトから炉内に強制送風し、完全燃焼を図っている。

- 5 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

助燃バーナーを設置している。

- 6 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。

助燃バーナーを設置している。

- 7 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

温度計および温度記録計を設置し、記録している。

- 8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りでない。

水冷式サイクロン、水洗塔を設置し、水洗塔入口で燃焼ガスの温度をおおむね二百度以下に冷却する。

- 9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（8のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

水洗塔入口に温度計および温度記録計を設置し、記録している。

- 10 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

水洗塔において水シャワーによる排ガス処理を行っているため、ほとんどのばいじんは水洗され沈殿槽で沈殿後排出されるが、定期的に清掃を行い除去する。

- 11 排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようごみを焼却すること。

廃棄物の種類、投入量を均一に、連続して定量ずつ投入し、エアードクトから炉内に強制送風し、完全燃焼を図っている。

施設の維持管理計画書（焼却 NO. 2/3）

12 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

一酸化炭素濃度連続記録計を設置している。

13 排ガス中のダイオキシン類の濃度が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」別表第二で定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。

炉内の温度の維持、完全燃焼に努めるとともに、水洗塔等による排ガス処理施設を設置するなどにより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」別表第二で定める濃度以下になるように焼却している。

14 排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）は6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）は6月に1回以上測定し、かつ、記録している。

15 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

大気汚染防止法等の関連法令および公害防止協定を遵守し、焼却している。

16 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散および流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

洗浄水の一部は、水洗塔内で収集され、排水処理施設に送られるため、流出しないが、冷却水を含め、漏水が生じた場合は、下部に設けた水槽に一時的に導水する。

17 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。

ばいじんは、水洗塔の沈殿槽で分離され、排出される。焼却灰は、炉本体の灰出口から排出され速やかに場内管理型最終処分場に埋立処分される。

18 ばいじんまたは焼却灰の熔融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじんまたは焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

該当なし

19 ばいじんまたは焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんまたは焼却灰、セメントまたは薬剤及び水を均一に混合すること。

該当なし

20 火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

施設内に消火器を設置するとともに、場内に移動式消火設備を常備

21 廃PCB等、PCB汚染物およびPCB処理の焼却施設にあっては、燃え殻をPCBに係る判定基準に適合させること。

該当なし

22 廃油または廃PCB等の焼却施設にあっては、廃油等が地下に浸透しないように、必要な措置を講ずるとともに、流出防止提その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

ホッパー内で汚泥状廃棄物と混合し焼却炉に投入またはスラリータンクから焼却炉に流入するため、流出はない。保管施設は、コンクリート床、コンクリート壁を設置し地下に浸透しないよう防止する。
施設については、定期的に点検し異常があれば、速やかに補修する。

施設の維持管理計画書 (焼却 NO. 3/3)

23 燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

始業前点検および定期点検を実施し、構築材質、焼却炉内の耐火材を点検し、異常が認められた場合は、操業を停止し、速やかに修繕を行う。

24 排ガス洗浄用として水酸化ナトリウム等の溶液を用いる場合には、水素イオン濃度を点検し、適度に保たれていることを確認し、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

水素イオン濃度を定期的に点検し、適度に保たれていることを確認し、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずる